

## 序 章

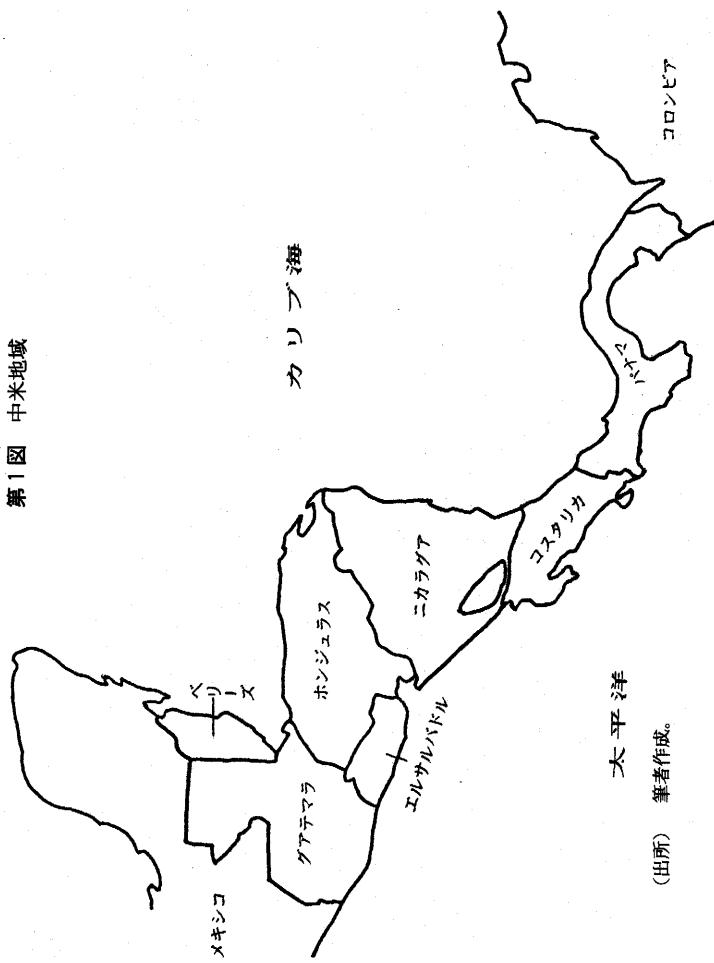
### はじめに

本書で中米というときには、いわゆる中米5カ国（グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ）を指す。地理的にはこの5カ国の他にパナマとベリーズが中米に入るが（第1図）、このうちベリーズは旧英国領で英語圏の国であることと、国の規模がきわめて小さいこと（1994年の人口が21万人、他の6カ国は300万～1000万人）により、他の諸国とはきわめて異質である。ベリーズは文化的、経済的にカリブ海域の英語圏と共通性が大きい。パナマはスペイン語圏の国であるが、独立の経緯、歴史的な国の発展状況が他の5カ国と大きく異なっている。

1980年代のラテンアメリカは「失われた10年」と呼ばれる深刻な経済危機に見舞われたが、中米においては経済危機と地域紛争が重なり、いっそう深刻な事態に陥った。中米5カ国の1人当たりGDP成長率は81年から90年の間に-17.2%を示している。同じ期間にキューバを除くラテンアメリカ全体の1人当たりGDP成長率は-9.6%であった。<sup>(1)</sup>

中米5カ国は植民地時代以来の歴史を共有し、経済の基本構造においても共通性が大きいが、政治や文化、民族構成などは相互に相当異なっている。特に1949年の憲法で軍隊を廃止し、2大政党の間での政権の交替が定着し、クーデターや軍事政権とは無縁のコスタリカは、他の諸国とはかなり異質とみられている。そのため、はたして中米として一括して論ずることの意味があるのか、との疑問も当然でこよう。しかしながらコスタリカといえども

第1図 中米地域



(出所)

筆者作成。

域内の他の諸国の紛争、内戦と無縁ではありえなかつたし、また現在同国は経済問題をはじめ、環境や麻薬といった他の諸国と共通の問題を抱えている。

このように狭い範囲内に隣接して存在する中米諸国は、相互に異質性をもちながらも、今日多くの共通の問題に直面しているのである。地域紛争終焉後の1990年代に入って、中米では60～70年代の中米共同市場に代る新たな地域協力、地域統合の再構築へ向けての歩みがみられる。冷戦後の国際情勢の激変、世界経済の再編成の過程にあって、中米の小国は生き残る道を共同で模索しているのである。

本研究は地域紛争の時代を脱して国内和平をひとまず達成した後の、新たな時代への対応を迫られている中米諸国が今日直面する問題を、さまざまな角度から分析しようとするものである。

## 第1節 地域紛争と和平プロセス

1980年代の中米は地域紛争の渦中にあった。地域紛争といっても、直接的な武力闘争は各国内の政府軍と非正規軍（反政府ゲリラ）との間で闘われたのであり、紛争国はニカラグア、エルサルバドル、グアテマラの3カ国に限定される。

ニカラグアの場合、ソモサ独裁政権打倒を目指す革命闘争が高揚した1978年から内戦状態に陥り、79年の革命政権成立後は、米国が支援する反革命派ゲリラ＝コントラとサンディニスタ政府軍との間で内戦が続いた。エルサルバドルでは70年代から左翼ゲリラの活動があったが、80年10月にゲリラ5組織が連合してファラブンド・マルティ民族解放戦線（Frente Farabundo Martí para la Liberación Nacional、略称FMLN）を結成、81年1月にFMLNが大規模な攻勢を仕掛けて以後、本格的な内戦状態に陥った。グアテマラの場合は、国内の武力紛争の歴史はこれら2カ国よりもはるかに古く、60年代初めより30年以上も続いている。これら3カ国の紛争、内戦の根本的な原因は、それぞ

れの国内の構造的な問題にある。それでは80年代の中米の紛争が「地域紛争」としてとらえられるのはなぜか。

1979年のニカラグアのサンディニスタ革命を契機として、80年代には紛争は国境を越え、非紛争国のホンジュラス、コスタリカを含めた隣接国にも甚大な影響を及ぼすようになった。紛争が「地域化」したのである。同時にこの時期の中米紛争は東西対立に巻き込まれて東西両陣営の代理戦争的な様相を呈したことで国際的な注目を浴びるにいたった。

具体的に述べれば、1981年に発足した米国のレーガン政権は中米紛争を東西対立の枠組みでとらえ、ニカラグア革命が近隣諸国に波及するのを極力阻止しようとした。米国はニカラグアのコントラを支援してサンディニスタ政権打倒を図る一方、エルサルバドルでは左翼ゲリラFMLNと闘う政府を、強力な軍事、経済援助で支えた。米国は、FMLNをサンディニスタが支援し、キューバおよびソ連からニカラグア経由でFMLNに武器が供与されているとの理由で、1985年5月より対ニカラグア経済封鎖を行なった。

ニカラグア、エルサルバドル両国と国境を接するホンジュラスは、自国は紛争状態はないが、両内戦の影響をもろに被った。米国はホンジュラスを、ニカラグアのサンディニスタに対抗する「反共の砦」として強力に挺入れし、軍事ならびに経済援助を行なったが、その見返りにホンジュラス政府は国内にコントラの基地を受け入れざるを得ない立場に追い込まれた。エルサルバドルからは大量の難民が国境を越えてホンジュラスに流入した。

非武装平和国家のコスタリカにも隣国の内戦の影響が及んだ。ニカラグアから大量の難民がコスタリカに流入し、そのことが同国の社会の搅乱要因となっただけでなく、一時期にはコントラの一分派がコスタリカ領内に入り、そこから反攻の機会を狙った。

グアテマラの紛争は前記2カ国の場合とは多少様子が異なり、その国内紛争は国境を越えて隣接国に大きな影響を及ぼすものではなく、隣国の紛争と直接連関しない。<sup>(2)</sup>またグアテマラの紛争には米国が直接関与しておらず、東西代理戦争的な性格をもっていないという点で、ニカラグア、エルサルバド

ルの場合とは異なる。

このようにグアテマラの場合を例外として、1980年代の中米の国内紛争、内戦は「地域紛争」化すると同時に、東西両陣営の代理戦争的な様相を呈するにいたった。

中米地域紛争の話し合いによる政治的解決へ向けての努力は、当初はコンタドーラ (Contadora) グループ (メキシコ、コロンビア、ペネズエラ、パナマの4カ国で構成される)<sup>(3)</sup> という第三者による調停を中心になされた。しかしながら同グループの調停は強制力をもたないうえ、米国の圧力もあって、期待どおりの成果を生まなかった。1984年6月に中米和平に関する最終調停案の草案がコンタドーラ・グループによって提示された。この草案に修正を施して完成させた「コンタドーラ中米和平協力協定案・改訂版」が9月に提出されたが、これを受け入れる側の中米5カ国の足並みが揃わず、特にニカラグアと他の4カ国が対立して、協定案は調印に至らなかった。かくしてコンタドーラ・グループによる調停は暗礁に乗り上げた。<sup>(4)</sup>

これに代って紛争当事者である中米5カ国の大統領による首脳会談（中米サミット）が、紛争解決のための話し合いの中心を占めるようになった。1986年5月に第1回めの中米サミットが、グアテマラの一地方都市エスキプラス (Esquipulas) で開催された。その後数回にわたり中米各地で開催された中米サミットと、そこでの和平交渉の過程を「エスキプラス」の名で一括することがある。

第2回めの中米サミットが1987年8月にグアテマラ市で開催されたが、それに先立ち同年2月にアリアス (Oscar Arias) コスタリカ大統領により和平提案が示された。このアリアス和平提案をたたき台として検討した結果、これに修正を加えた合意文書が、グアテマラ・サミットで5カ国大統領により署名された。この「グアテマラ合意」<sup>(5)</sup>が、以後の中米和平交渉の出発点となるものである。

中米サミットはその後何回も開催されたが、1986年の第1回から90年4月の第7回モンテリマール (Montelimar) サミットまでと、90年6月の第8回ア

第1表 中米サミット（第1回～第7回）

会議回数／開催年月	開催国／開催地	主たる合意内容
第1回 1986年5月	グアテマラ／エスキプラス	コンタドーラ・グループにより提案された和平協定案の調印に関して合意。 (調印は実施されず)
第2回 1987年8月	グアテマラ／グアテマラ市	「グアテマラ合意」に調印。主な内容は、(1)各国内に「国民和解委員会」(CNR)を設置すること、(2)政府と非正規武装勢力(反政府ゲリラ)との間の戦闘の停止、(3)国内の民主化、(4)恩赦の実施、(5)自由な選挙の実施、(6)非正規武装勢力に対する外国の援助の停止、(7)他国への侵略を目的とした国土の利用の禁止、(8)これらの合意事項の履行状況を検証、追跡調査するための「国際検証・追跡調査委員会」(CIVS)の設置。
第3回 1988年1月	コスタリカ／アラフェラ	合意事項が十分に履行されていない、というCIVSの報告に基づき、各 government に対してこれの無条件実施を要請する趣旨の共同声明を発表。
第4回 1989年2月	エルサルバドル／コスタ・デル・ソル	ニカラグアの国内民主化、総選挙の実施、コントラの解体に関して合意。
第5回 1989年8月	ホンジュラス／テラ	コントラの解体、帰国・再定位の具体的日程と方法について合意。
第6回 1989年12月	コスタリカ／サン・イシドロ・デ・コロナード	コントラとFMLNの解体について合意。
第7回 1990年4月	ニカラグア／モンテリマール	コントラの解体と武装解除を支援することに関する合意。

(出所) 筆者作成。

ンティグア (Antigua) サミット以降とでは明らかに会議の主たるテーマ、重点の置き方が変っている。前半ではなんといっても武力紛争を政治的、外交的な手段によって終結させる、というのが中心的、かつ緊急の課題であった。なかでもニカラグアの内戦終結が最大の焦点となつた。第1回から第7回までの中米サミットの開催年、開催地、主たる合意内容を示したのが第1表である。<sup>(6)</sup> 第8回サミットから第14回グアテマラ・サミットまでについては、本書第1章の第2表を参照されたい。

1990年2月の総選挙でサンディニスタが敗退し、同年4月にニカラグアで政権が交替した後のサミットでは、エルサルバドル、グアテマラ両国の紛争終結も議題として取り上げられたが、中心課題は政治・軍事的な領域から経済の領域へと移行した。後半のサミットでは、中米地域統合の再活性化のほか、環境問題、麻薬問題等、地域が協同して取り組むべき共通の課題が主に扱われている。域内各国が政治的、イデオロギー的に対立するという事態はすでになくなり、中米は地域紛争の時代を脱して地域協力の時代に入ったことが、サミットでの中心テーマからも窺える。

また前半には地域紛争の解決という緊急の課題があったが、後半は緊急性をもった課題よりも、中長期的な展望で議論されるべきテーマが中心となつたため、サミットもほぼ半年に1回の割合で定期的に開催されるように変わつた。もうひとつ、前半の時期にはサミットの参加国は中米5カ国に限られていたが、後半にはパナマも加わるようになった点、さらにベリーズがオブザーバーとして参加するようになった点が異なつてゐる。

## 第2節 本書の各章の位置づけ

1990年4月、ニカラグアでサンディニスタ革命政権からチャモーロ (Violeta Barrios de Chamorro) 政権へ交替したことにより、中米には政治的、イデオロギー的に類似した立場の政権が揃つた。各国はマクロ経済運営に関しても

類似した政策を採用している。90年6月の第8回アンティグア・サミット以後、中米諸国は地域協力と地域統合の再活性化へ向けて確かな歩みを踏み出した。

中米における地域統合への動きは、1960年の中米共同市場の発足に遡るが、70年代末から80年代にかけての地域紛争と経済危機のために共同市場は実質的に機能しなくなった。地域統合再活性化の動きが顕著になるのは90年以後のことである。第1章「中米地域統合の新しい展開」（武部 昇）は、中米における従来の地域統合の経緯を踏まえたうえで、最近の地域統合へ向けての動きを、中米の開発課題、統合を支援する域外アクター等との関連で考察している。

新しい経済統合への動きの背景にあるのは、従来の農産物輸出と輸入代替に基づく「内向き」の成長モデルに代り、「外向き」の成長モデルに政策が転換されたことである。政策転換の要因として、中米の市場規模が小さくこれが中期的な経済成長の制約となっていること、NAFTAの形成など最近の世界経済構造の転換に、地域として対応を迫られていることがあげられる。

ニカラグアの内戦終結に伴い、中米紛争は地域紛争としての性格を失った。残る2カ国、エルサルバドルとグアテマラの紛争はそれぞれの国内の問題に戻った。東西冷戦体制の終焉とその後の国際環境の変化は、これら2カ国の紛争終結へ向けて有利な条件として働いた。

エルサルバドルでは1989年6月に国民共和同盟（Alianza Republicana Nacional、略称 ARENA）のクリスティアーニ（Alfredo Cristiani）政権が成立して以後、政府とFMLNとの間で直接交渉が始められたが、90年から91年にかけて断続的に何回も交渉が重ねられた結果、91年末に至ってようやく両者間で最終的な合意が達成された。<sup>(7)</sup> 92年1月16日に和平協定書が調印され、12年間に及んだ内戦が終結した。

内戦終結後のエルサルバドルでは、国内民主化のために諸制度の改革が必要不可欠である。第2章「エルサルバドル：和解による紛争解決の事例」（田中 高）では、司法制度の改革、軍の改革、選挙の実施の3つを取り上

げ、検討する。同国ではこれまで司法の政治に対する従属性が指摘されてきたが、今回の改革では最高裁の独立性を強化するための対策がとられたほか、人権擁護官の新設が行なわれた。

軍の改革については、軍と警察機構との分離、国家文民警察 (Policía Nacional Civil, 略称PNC) の創設、準軍事組織の解体、軍の規模縮小が国連の監視下で行なわれた。

同様に国連の大規模な監視下で行なわれた1994年の選挙では、合法政党としてはじめて選挙に参加したFMLNが野党第一党となり、国政の一端を担うようになった。このことはこの国の政治の重要な地殻変動を意味するものであろう。

田中は、和平プロセスで果たした国連エルサルバドル監視団 (Observadores de las Naciones Unidas en El Salvador, 略称ONUSAL) の役割を重視し、冷戦後の世界各地で発生している地域紛争の解決のために、エルサルバドルの事例は参考になろう、という。

2大内戦国エルサルバドルとニカラグアにおいて、内戦終結後の最重要課題のひとつが除隊者（元ゲリラおよび元政府軍兵士）の社会復帰問題であろう。第3章「除隊者の社会復帰問題—エルサルバドルの場合一」（飯島みどり）はこの問題を扱っている。飯島は、FMLN傘下の社会復帰支援基金「1月16日基金」の資料に基づいて社会復帰計画の成果と問題点を示した。

社会復帰問題全体の最大の隘路になっているのが土地問題である。土地譲渡計画の執行の遅れだけでなく、土地の細分化（ミニファンディオ化）の進行、生産性の問題等、計画自体が内包する欠陥が指摘される。

エルサルバドルと比べて内戦終結後も政治、経済が混沌とした状況にあるニカラグアでは、除隊者の社会復帰問題はむしろ後景に退きがちなのは、両国の社会経済的「余地」の差として説明される。

1990年代に入って中米諸国における軍事的緊張は著しく低下した。内戦が終結したニカラグア、エルサルバドルでは軍縮が急ピッチで進められた。法的、制度的には軍部の力は弱まり、文民統治と政治的民主化が進展しつつあ

るかにみえるが、その内実はどうであろうか。第4章「中米における軍民関係の転換」（狐崎知己）は、和平合意に従って軍民関係の転換が試みられてきたエルサルバドルの例を中心に、政治的民主化を軍民関係の視点から考察している。

冷戦体制の崩壊、地域紛争の終結、米国の対中米政策の転換に伴い、軍部に求められる役割も伝統的な安全保障から広義の安全保障、麻薬、テロ、環境といった非伝統的な安全保障に重点が移りつつある。グアテマラとホンジュラスでは、こうした非軍事的な安全保障領域への軍部の浸透が進み、軍部の権限と機能がむしろ拡大する傾向がみられる。

これに比してエルサルバドルでは、安全保障観の変容を受けて軍民関係の転換が進められており、軍部の政治的影響力も低下し、政治的民主化が進展しつつある、と狐崎はみる。ただし構造調整政策の行方によっては、軍民関係が緊張する可能性も否定できない。

1979年の革命政権成立後、80年代を通してニカラグアは中米地域紛争の焦点であった。他方、混合経済体制を標榜する同政権下で実施された国内の諸改革はラテンアメリカ現代史において興味ある事例を提供する。そのなかでも農地改革は最も重要なもののひとつである。第5章「ニカラグア・サンディニスタ政権下の農地改革」（石井 章）では農地改革を概観し、その特色を考察している。

革命政権下のニカラグアの農地改革は、私有地面積の一般的な上限を設定せず、有効な生産を行なっている限り大規模農場の存続を認めている。これは農業ブルジョアジーとの共存を図りつつ土地所有形態の変革を目指すというもので、他のラテンアメリカ諸国の中地改革の例と比べてもきわめて穏健な改革である。これはソモサ独裁政権を倒した革命闘争および革命後の国家再建の過程で、サンディニスタが非ソモサ系民族ブルジョアジーとの同盟関係を維持する必要があったため、と説明される。

チャモーロ現政権下では、サンディニスタの農地改革の見直しが行なわれ、国営の農業企業体はすでに消滅し、その他の農業協同組織も崩壊する傾

向にある。

ニカラグアとエルサルバドルの紛争が終結した結果、グアテマラは中米で最後に残った紛争国となった。グアテマラの紛争は、東西対立に直接巻き込まれず、国際紛争的な性格を帯びていないが、その時間的継続の長さ、当局による弾圧の過酷さという点では他の2カ国の場合を上回る。グアテマラの武力紛争にもようやく和平合意へ向けての道筋が見え始めてきた。

第6章「グアテマラ紛争解決へのプロセス」(狐崎知己)は、1991年7月のケレタロ(Querétaro)合意以後、94年1月のメキシコ合意、同年末の国連グアテマラ検証団(Misión de las Naciones Unidas de Verificación de la Situación de Derechos Humanos de Guatemala、略称MINUGUA)の発足に至る一連の和平プロセスをフォローし、理論的考察を加えつつ、その意義を考察している。

グアテマラの和平交渉において特筆すべきことは、交渉のテーマを武力紛争の終結に関する「手続き的」な問題に限定することなく、紛争の原因となった国の政治・社会・経済構造に関わる「実質的」な問題にまで拡げたことである。実質的な問題とは、人権問題、先住民族のアイデンティティと権利、民主社会における軍部の機能、難民・国内避難民の再定住、農業をめぐる問題等である。

グアテマラでは軍および準軍事組織による人権侵害は後を絶たず、常に国際社会から指弾を受けてきた。また500年来の先住民族に対する抑圧は知られるとおりである。和平交渉の過程で、重要な争点であった「人権問題」と「先住民族のアイデンティティと権利」に関して基本的な合意がなされたのは画期的なことであり、同国の社会の根本的な変革へ向けて曙光がさしたといえよう。

本書は第1章で地域統合の問題を扱うが、第2章以下では分析の対象をほぼ特定の1国に絞っている。我々の最大の関心が地域紛争にあったため、ここで扱われる対象国は紛争国に偏っている。なかでも紛争当事者同士の粘り強い交渉の結果、和平を達成したエルサルバドルについては複数の章で扱わ

れる。その一方で非紛争国であるコスタリカとホンジュラスについて扱った章はない。それは我々がこの両国を軽視したり、研究対象として興味ある課題がないと判断したわけでは決してない。今回はそこまで手が回らなかったというのが本当のところである。

コスタリカに関しては、他の諸国と同様一次産品の輸出に基礎をおく脆弱な経済構造をもちらながら、これまで著しい貧富の格差が形成されず、社会的緊張が高まらなかったのはなぜか。ホンジュラスについては、中米の最後発国といわれながら、隣接国のグアテマラやエルサルバドルの場合と比べて社会的経済的格差が甚だしくなく、またオリガルキーと軍部が必ずしも一枚岩ではないのはなぜか等、興味深い研究テーマが存在する。それらは今後に残された課題である。

[注] —————

- (1) 「[ドキュメント] 1990年ECLAC ラテンアメリカ経済速報(抄訳)」(『ラテンアメリカ・レポート』Vol. 8 No. 1 1991年) 52ページ。
- (2) グアテマラの内戦が隣国に及ぼす影響としては、大量の難民がメキシコに入ったことがあげられるが、これとメキシコの政治、社会を揺さぶるほどのものではない。これに比べてエルサルバドルの内戦がホンジュラスに、ニカラグアの内戦がホンジュラスとコスタリカに及ぼす影響ははるかに深刻である。またエルサルバドルとニカラグアの内戦は相互に連関していた。
- (3) 1983年1月、メキシコ、コロンビア、ベネズエラ、パナマの4カ国の外相がパナマのコンタドーラ島で第1回会合を開いたことから、コンタドーラ・グループの名称が生まれた。パナマは地理的には中米に入るが、中米地域紛争の直接的な影響下にある5カ国の中間にあって、ここでは調停者の立場に立っている。
- (4) コンタドーラ・グループの活動について詳しくは、二村久則「中米紛争とコンタドーラ・グループ—第三国調停の意義と限界—」(『名古屋大学 法政論集 第121号 福田茂夫教授退官記念論文集』1988年8月) 291-323ページ。
- (5) 「グアテマラ合意」の内容について詳しくは、石井 章「[ドキュメント] グアテマラ合意」(『ラテンアメリカ・レポート』Vol. 4 No. 4 1987年) 31-34ページ。
- (6) 「グアテマラ合意」以後の中米和平への動きについて詳しくは、石井 章「『グアテマラ合意』の中米情勢」(『ラテンアメリカ・レポート』Vol. 5 No. 2 1988年) 2-8ページ。同「1989年・中米和平交渉」(同上誌 Vol. 7 No. 1 1990年)

2-10ページ。同「中米紛争終結への動き—エルサルバドル、グアテマラの場合—」  
(同上誌 Vol. 9 No. 1 1992年) 31-40ページ。

- (7) エルサルバドルの和平交渉の過程、および和平合意の内容について詳しくは、渡辺利夫「[研究ノート] エルサルバドルの和平交渉」(一), (二), (三), (四)(『ラン・アメリカ時報』第35巻第11, 12号, 第36巻第1, 2号, 1992年11月, 12月, 1993年1月, 2月の各号)。